

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
95	<p>貴省の御指摘について、以下①～④に整理してお答えする。</p> <p>①「立入検査は、…(略)…慎重な対応が必要」 ②「多くの法令の根拠条文を単一の検査証において提示することは困難」 ③「様式を規定することでかえって規制強化となるおそれ」 ④「様式変更に伴う条例改正を行う必要があり、負担が増加すること等が懸念」</p> <p>① 本県の提案は個々の環境法令の趣旨・権限や、求められる専門性について何ら変更を求めたものではない。 ② 本県の提案は1枚あるいは「可能な限り少ない枚数の様式」への統合であり、枚数法に基づく立入権限の有無、根拠条文を示している実例として厚生労働省が定める環境衛生監視員証があることを、改めて再掲する。実例を参考とする。大気・水等の公害系、廃棄物系、自然系といった三つの分野ごとに統合する等の工夫をすれば、様式の統合は十分可能である。 本県の試行でも、提案対象の18法25項目について、三分野に統合する形で、法令の根拠条文や、職員の写真貼付欄等を載せた統合様式の作成は十分可能であったことを申し添える。 ③ 立入証を統合する規定に工業用水法等2法が掲載されていなければ、これら2法に係る検査証は他法令と分けて作らざるを得ないため、意図して提案対象に含めていたものである。 ④ 条例改正は一過性の負担であり、毎年膨大な数の検査証を発行し続けなければならない負担の方が遥かに大きい。</p> <p>検査証が細分化されている現状は、立入先の事業者にとっても見辛く、貴省の懸念する「立入権限の有無、根拠条文を適切かつ明確に検査対象者に提示する」上でも大きな支障となっている。 貴省におかれては、本県の提案について、改めて積極的な検討をお願いしたい。</p>		<p>【秋田県】 環境衛生監視員証(理容・美容・クリーニング等)の例があるように、環境省所管法令も、例えば、大防法、水濁法等の公害関係法令、廃棄物関係法令、それぞれで一括りすれば、交付枚数も減り、事務も軽減できると考える。 統合ができないのであれば、身分証のサイズと添付写真のサイズは統一していただきたい。 また、異動(部署、職名変更)により身分証を再交付することを勘案すると、身分証の有効期限は不要と考える。</p> <p>【埼玉県】 当県では、立入検査時に約10枚の身分証を所持し、事業所の実態に応じ、多いとこで5～6枚を提示している例がある。 支障が生じている現状を踏まえ、身分証を定める省令など一元化に向けた検討を求める。</p> <p>【福岡県】 身分証明書は、これを携帯する者が立入検査をする職権を有することを示すことが主目的であり、慎重な対応を要するもの一元化は可能と思われるため身分証明書の統一化をご検討願いたい。 また、環境衛生監視員証を参考とし、複数の法令の根拠条文を単一の身分証明書で提示することは物理的に可能と思われるためご検討願いたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>当省一次回答は、個々の法令についてはそれぞれに法目的・趣旨があり、立入検査はその実現に必要な行政上の実行行為であることから、根拠法令と当該職員の仕事に基づき、組織として慎重に意思決定を図るべきであり、安易に手続を一元化して複数の立入検査権限を自動的に付与することには国民の権利利益の保護と謙抑的であるべきとの趣旨です。どのような行為がどの法律に従っておこなわれるのかが統一によって曖昧になり、意図せず違反行為になってしまう可能性もあります。また、検査証の様式・記載事項等は、個々の環境法令の趣旨を踏まえて検討され、規定されているものでもあります。こうしたことから、一元化については慎重な対応が必要であると考えます。</p> <p>また、御提案の法令のうち一部については、現状、検査証の様式を法令に規定しておらず、自治体ごとに定めている例や、法令に規定していても自治体の条例・規則等により別に定めることが可能な例も複数存在します。このような場合にあっては、現に地方分権の方針に合致しているものと考えております。</p> <p>一方、自治体における事務負担軽減に鑑みて、一定の統一化等の措置の実現可能性・必要性等を検討すべく、個々の環境関係法令の背景・現状・実態等について整理・把握してまいりたいと考えます。この際、立入検査という行政上の実行行為についての取扱いの変更で最も影響を受けるのは事業者であることから、立入証の統合が事業者にとって問題がないことの確認も必要となります。</p> <p>なお、提案者御指摘の環境衛生監視員証については、該当する法令全てが同一の省庁による専管で、かつ同省内の同一課室において所管されており、については、同一部局、課室において所管可能な程度に個々の法目的・趣旨等の方向性が密接かつ整合的なもののみが集約されたものであり、本件のように、分野が多岐にわたる場合の参考には必ずしもならないものと理解しています。</p>	<p>5【経済産業省】 (1) 温床法(昭23法125)、自然公園法(昭32法181)、大気汚染防止法(昭43法87)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)、水質汚濁防止法(昭46法138)、農用地の土壌汚染防止等に関する法律(昭45法139)、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭46法107)、浄化槽法(昭58法43)、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平4法70)、ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105)、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)、土壌汚染対策法(平14法53)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平17法51)</p> <p>各法令で定められている立入検査に係る身分を示す証明書については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、各法令の趣旨・目的に鑑み、様式の規格の統一等について課題等を整理しながら検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：国土交通省及び環境省)</p>
101	<p>早期に意見照会をしていただき、見直しに前向きな意見があれば実現していただきたい。 また、今後の検討のスケジュールをお示しいただきたい。</p>						<p>9月中に各自治体へ申請書様式見直しについての意見を確認し、特段反対意見が無ければ、次年度より計量士登録申請書の別紙様式についてホームページからダウンロードした用紙等でも対応可能とする方向で、検討を行う。</p>	<p>5【経済産業省】 (5) 計量法(平4法51) 計量士登録申請書(施行規則54条1項)の別紙様式については、申請者の負担と地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、令和元年度中に省令を改正し、所定の用紙以外の使用を可能とする。</p>

経済産業省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
150	A	権限移譲 消防・防災・安全	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の改正等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の改正等	【支障の概要】 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律は、言わば高圧ガス保安法から「液化石油ガス」の一般消費者等の保安に関する部分」を抜き出し、詳細に定めたものであり、液化石油ガスを取り扱う事業者には同法だけでなく、高圧ガス保安法が適用される部分(移動、輸入、廃棄、容器、事故等)も多い。 このように適用範囲が複雑に入り組んでいる両法のうち、平成30年度から高圧ガス保安法のみが指定都市に権限移譲されたことで、事故対応や両法の適用を受ける施設の完成検査及び保安検査等において県と指定都市の間で判断の難しい調整業務が新たに発生している。 また、事業者にとっても両法で窓口が異なることが負担となっている。	【制度改正による効果】 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律は、指定都市所掌の消防行政、高圧ガス保安行政と密接な関連性を有することから、一元化することで統一的な指導と効率的な行政運営が可能となり、支障事例についても改善が図られる。 【懸念の解消策】 全ての都道府県知事の権限を指定都市の長に一律に移譲することは、同一県内の複数の市町村で事業を行っている事業者にとっても、複数の自治体の所管となり、行政手続等の負担が現状よりも増加する事が想定されるが、一の指定都市の区域内にのみ販売所又は事業所を有する事業者に関するものを権限移譲の対象とし、同一県内の二以上の市町村に販売所又は事業所を有する事業者に関するものについては都道府県知事に権限を残すことすれば、行政手続等の負担は増加せず、事業者の広域的な活動を妨げるものとはならない。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第3条の2第2項から3項、第4条、第6条、第8条、第10条第3項、第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項、第16条の2第2項、第19条第2項、第21条第2項、第22条、第23条、第25条、第26条、第26条の2、第29条第1項、第32条第1項、第33条第1項から第2項、第34条第3項、第35条第1項、同条第3項、第35条の2、第35条の3、第35条の5、第35条の6第1項、第35条の7、第35条の10第3項、第36条第1項、第37条第2項、第37条の3第1項から第2項、第37条の4第1項、第37条の5第3項、第37条の6第1項、同条第3項、第37条の7、第38条の3、第38条の10、第82条第1項から第2項、第83条第1項から第4項、第87条第1項から第2項、第88条第2項 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第13条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第4条、第30条、第132条	経済産業省	熊本市	別紙あり		宮城県、新潟市、京都市、兵庫県、熊本県 ○以下の現状を踏まえると、指定都市が液石ガス法に係る事務を行うことで、液石ガスを含め、高圧ガス全般を担当することとなり、事業者の利便性の向上が見込まれるほか、高圧ガスについて法令による切れ目のない指導が可能となり高圧ガスに係る保安の向上が見込まれる。 【バルクローリー】 事業者が一台のバルクローリーを民生用及び工業用の双方で運用する場合、液石ガス法の充て足設備と高圧法の移動式製造設備に係る許可、検査を受ける必要があるが、当該バルクローリーの使用の本拠地が指定都市「外」であれば、県が液石ガス法及び高圧法に係る許可と検査を行うが、使用の本拠地が指定都市「内」であれば、県が液石ガス法、指定都市が高圧法に係る許可、完成検査を行うこととなる。このため、バルクローリーの使用の本拠地を指定都市とする事業者に対してのみ、申請窓口が県と指定都市に分かれることによる負担を生じさせている。 【供給設備】 液石ガスの供給設備の区分は、その貯蔵能力の順に①液石ガス法の特定供給設備以外の供給設備、②液石ガス法の特定供給設備、③高圧ガス法の供給設備となる。①及び②に係る事務を県で行い、指定都市では③に係る事務を行うこととなるが、指定都市が③より貯蔵能力が小さい①及び②に係る事務を行わないこととなるため、事業者の申請先の誤りの原因になっている。 ○熊本市の提案をベースに高圧ガス保安法及び液石ガス法両法のあり方を整理する必要があると考えている。 ○当県では平成30年度に県条例により指定都市の長に事務・権限を移譲している。移譲に際し、指定都市を含む二以上の市町に事業所又は販売所を有する事業者については、当県に権限を残している。現在までに、運用上支障となる事例はなく、県、市ともに効率的な行政運営が行えている。 ○当県では、事務処理特例条例により液化石油ガス関連部分についても指定都市に移譲しているが、条例移譲部分については、一義的に県が国との仲介役や相談を担うことが多く、一体的な指導のため高圧ガス保安法と同様に法定移譲が必要と考える。	高圧ガス保安法、液化石油ガス法の両法で重複する保安領域のうち、一部の手続の担当行政が異なることにより、どのような支障が生じているのか精緻に把握するため、まずは実態調査が必要。都道府県、政令指定都市等の関係団体に、本年9月の二次回答までに実態調査アンケートを行う。 なお、高圧ガス保安法第79条の3および同法施行令第22条の規定にもあるとおり、液化石油ガスに係る設備に関する手続については、公共の安全の維持又は災害の発生防止の観点から都道府県知事が当該都道府県の区域にわたり一体的に処理することが指定都市の長が処理することに比して適当であるものとして規定されており、これらの制定経緯や実態等についても併せて確認を行う。
170	B	地方に対する規制緩和	産業振興	国庫補助を受けて建設した国庫補助を受けて建設した商工会館の処分に伴う財産処分申請について、申請書類の簡素化を図るとともに、申請書類の簡素化を図るとともに、申請書類の具体的な記載方法を示したマニュアルを作成し、周知することを求める。	昭和40年代以降に国庫補助を受けて建設した商工会館について、老朽化が進み管理・修繕に係る負担が増大している。そのため、施設を処分し、他の施設を利用することを検討している団体も多数想定される。施設の処分を行う場合は、国による承認を受ける必要があるが、当該承認申請に当たっては、マニュアル等が整備されておらず、国担当者からのメールにより必要書類の指示を受ける状況であった。更に、建設から長期間が経過しているため、指示された書類を必ずしも揃えることができず、その都度代わりとなる書類を問い合わせる状況であった。また、記載例等が整備されておらず、国担当者との認識の違いなどから多くの手戻りも発生した。そのため、本県のケースでは、書類作成に半年を要した。	申請書類の作成が容易になることから、商工会職員の見込みが減少する。 また、書類を求める側の県職員においても、事務量が減少する。	小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要綱	経済産業省	栃木県、福島県		秋田県、富山県、鹿児島県、山形県、山梨県、宮崎県 ○当県においても老朽化した商工会館等の処分を行うおとする事例が増えてきており、提案県と同様の課題があると認識している。 ○事例はないが、申請書類の具体的な記載方法を示したマニュアルを作成したほうが、事務量が減少する。 ○国庫補助を受けて建設した商工会館等の指導施設において、平成30年度から31年度にかけては5件の財産処分を行ったが、マニュアル等がないため、国担当者とのメールのやりとりで必要書類を整備した。他県の事例と同じ建設が古い建物が多く、すでに存在しない書類も多くあり、代書書類の整備にも多くの時間を要した。そのため、必要書類及び記載例、書類不存在の場合の対応マニュアルの整備が必要であると考えている。 ○現時点において、当県で具体的な支障事例はないものの、将来的な可能性を踏まえると、提案事項は必要と認められる。	国庫補助を受けて建設した商工会館の処分に伴う財産処分については、国庫補助を受けた当時の補助金交付要綱に基づく申請が必要であり、個別に補助金交付要綱を遡って確認する必要がある。一方で、財産処分申請時の基本的な考え方や必要書類に記載されるべきポイント等は存在するため、行政手続の効率化を図るためにもそれらの基礎的事項を整理し、マニュアルを整備することを検討する。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
150	実態調査においては、本市支障事例の範囲に留まらず、『根拠法令等』に示す事務・権限全般について、幅広く情報収集をお願いしたい。その上で、具体的な支障事例が把握された場合は、権限移譲について前向きな検討をお願いしたい。				<p>【全国知事会】 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法)における事務・権限については、提案のとおり高圧ガス保安法との整合性を図ることが必要である。このため、液化石油ガス販売事業者の登録等の権限については、提案のとおり指定都市、または第一次勧告を踏まえ高圧ガスの製造等の許可等の権限とともに市町村に移譲すべきである。なお、コンビナート地域等については、高圧ガス保安法の事務・権限が指定都市に移譲されていないことを踏まえ、関係する都道府県の意向を確認しつつ、液石法についても整合性を図ること。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	実態調査アンケートの結果について速やかに検討・分析していただいた上で、2次ヒアリングまでに、見直しの方向性及び今後の検討スケジュールをお示しいただきたい。	本年8月23日に政令指定都市及び当該都市を含む道府県、業界団体に対して、内閣府と調査内容を調整した上で、アンケート調査を発送した。アンケートの締切期限については、9月13日としたところであり、現在、アンケート調査結果を踏まえ、今後の方針について検討中である。	4【経済産業省】 (1)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149) 液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の事務・権限については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、当該事務・権限を指定都市に移譲することの是非も含め、効果的かつ効率的な執行の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
170	基礎的事項を整理される中で、不要な書類を削減し簡素化を図っていただきたい。マニュアル作成にあたっては、記載例や、提出書類が必要な理由、既存書類の提出が難しい場合の代替する書類を明示するなど可能な限り明確な内容にいただきたい。				<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		財産処分申請時の基本的な考え方や必要書類に記載されるべきポイント等、基礎的事項を整理したマニュアルの整備の検討については、年度内に素案を作成すべく、基礎的事項の整理を始めているところである。整理でき次第、関係各部署と協議の上、整備を進める。また、各要綱等により、新たな論点が発生した場合は、適宜マニュアルの更新を行うこととし、書類の簡素化については、マニュアルを整備する中で関係法令等に基づき可能なものがあれば検討する。	5【経済産業省】 (8)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 小規模事業経営支援事業費補助金及び小規模事業対策推進事業費補助金により取得した指導施設の財産の処分については、申請者の負担の軽減と事務の円滑な処理が図られるよう、財産処分に係る申請手続や当該手続に必要な添付書類等の精査を行い、その内容を事務処理マニュアルとして取りまとめ、令和2年度中に都道府県に周知する。

経済産業省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
187	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	地域未来投資促進法または農産物加工等に関する法律(工業団地等)に基づく計画を作成して工業団地や工場を併設する農用地に拡張を行う場合に限り、当該法律の基本方針(①農用地区域からの除外を除く)に定める農用地区域からの除外における弾力的な運用	【現状】平成29年7月、地域経済を牽引する産業の立地・導入を促進し、地域創生を推進するため、地域未来投資促進法及び農村産業法が施行された。しかし、地域未来投資促進法または農村産業法に基づく計画を作成して、工業団地や工場を拡張しようとしても、拡張予定地が農業振興地域内農用地区域の場合は、当該法律の基本方針に定める農用地等の利用調整に必要な以下の条件を満たす必要がある。 ①農用地区域外での開発を優先すること ②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること ③面積規模が最小限であること ④面的整備を実施して8年経過していない農地を含めないこと ⑤農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること 【支障事例】当該法律の基本方針に定める農用地等の利用調整に必要な条件は、農振法第13条第2項で規定されている農用地区域からの除外の5要件とほぼ同様であることから農用地区域からの除外が困難であり、地域の企業立地ニーズに対応した土地利用ができていない。特に農用地区域外での開発を優先することの条件が一律に適用されており、工業団地の拡張時の支障事例となっている。加東市は工業団地の隣接地に拡張を計画し、予定地が農用地区域であるため、農村産業法の活用も視野に入れて調整を行った。しかし、用地造成に係る経済性や企業の立地ニーズは斟酌されないため、農用地区域以外での開発を優先させるという要件を満たせず、計画の見直しをせざるを得ない状況となっている。また、農用地区域からの除外を行う場合、代替農地の確保を求められ、市内には既に同一団の新たに指定できる農地は残っていないことも大きな障壁となっている。	雇用創出による若者の転出抑制や、還流の促進による農村集落の活性化が期待でき、東京一極集中の是正に寄与する。	・地域未来投資促進法第3条第2項第1号へ、第11条第3、4項、第17条 ・地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針(告示)第1(4) ・農村産業法第5条4項第3号、第18条 ・農村地域への産業の導入に関する基本方針(告示)1(3)	農林水産省、経済産業省	兵庫県、京都府、神戸市、加東市、和歌山県、鳥取県、徳島県		盛岡市、山形市、川崎市、新潟市、大垣市、豊橋市、岡山市、八代市	<p>○国による規制にしばられることなく、地方創生・地方自治の主体性・自主性を尊重すべく、自治体の責任において、今後、圏域整備の計画が農業としての発展が見込めない農振農用地については、地域未来投資促進法による自治体の基本計画により、農振除外を行い、開発をスムーズに行えるよう努めていく必要がある。但し、自治体による乱開発や雑種乱用を防ぐため自治体の基本計画に対する国の同意は絶対条件とし、計画の進捗具合と適正な農地の維持管理、計画の成果を国がチェックする仕組みを構築する必要がある。</p> <p>○当市は、市街化区域に空き用地が不足していることから、事業拡大に伴う拡張・移転の際に候補地が農用地区域となってしまうケースが多い。しかし農用地区域からの除外が困難であるため、事業者から当該法律の支援内容である規制の特例措置を利用したい旨相談受けるが、他市支障事例にもあるように事実上利用できないため、事業拡大及び地域経済の発展の支障事例となっている。</p> <p>○現在、土地改良事業等完了後8年未経過の農地は、農用地区域内農地からの除外ができず、転用することが困難な状況にある。また、農村産業法及び地域未来投資促進法のいずれの法律を活用する場合においても、土地利用の調整が必要な農地を区域に含むケースでは、区域設定に当たって、農村産業法では実施計画策定、地域未来投資促進法では基本計画策定の際に、事業者の立地ニーズを踏まえた面積規模とするよう定められているが、工業団地整備後に公募によって立地事業者を決定する計画の場合には、整備着手前時点では事業者の立地ニーズが確定しておらず、両法の仕組みが活用できない。面的、線的整備に関わらず、8年未経過の受益地に係る「農用地区域内農地」からの除外が可能とする措置を求める。</p> <p>○地域未来投資促進法において、農用地区域からの除外や農地転用が可能となる特例措置があるが、農用地区域について土地利用調整計画を作成する前には、土地利用調整を整えておかなければならない。土地利用調整においては、農振法第13条第2項に規定されている、農用地区域からの除外の5要件とほぼ同様であるため、農用地区域からの除外が困難であることから、土地利用についての課題となっている。</p> <p>○地域未来投資促進法を活用し、高速道路のインターチェンジ周辺のまとまった広さの土地(農振法で規定されている農用地区域)で企業の立地を進めようとしている。しかし、土地利用の調整に関する部分を除いて、地域経済牽引事業として承認される要件を満たす事業計画を具体化しても、従前どおり、農振除外や農地転用関係部局との調整等を行う必要があり、相当の期間を要することから、企業の立地ニーズに合わなかったり、現基本計画の期限までに地域経済牽引事業の要件(高い付加価値の創出・経済効果)を満たす事業計画とすることができず、企業立地の機会を失うおそれがある。提案団体の求める、基本方針①の取扱いを含め、農用地区域からの除外における弾力的な運用がなされれば、迅速な対応が可能になると考える。</p> <p>○すでに支障事例に記載が関することに関連し、本市においても企業進出の際の用地検討で支障となる可能性が高い。</p> <p>○現在、本市では産業用地が不足しており、将来的に既存工業団地の拡張や企業の増設が見込まれることから、提案事項に賛同するものである。</p> <p>○現在、市内外を問わず、企業から産業団地の空き分譲地に関する問い合わせがあるものの、市内すべての産業団地で分譲が完了しており、希望に応えることができない状況が続いている。また、産業の活性化と魅力ある雇用機会の創出のためには、企業誘致や市内企業の業務拡大による移転拡充の受け皿として、さらなる用地の確保が必須となっているが、その動きにも支障を来している状況にある。</p> <p>そのような中、最近、市内企業からは、今後事業を拡大する上で現在の事業用地では狭く、市内での移転拡張用地を求めているといった相談が数件寄せられている。しかし、交通アクセス、周辺環境、希望面積等の企業ニーズを勘案すると、立地希望場所が農振農用地区域内農地を含んだ市街化調整区域であり、農振法や農地法、都市計画法などの規制から、開発の実現が困難となっている。このままの状況では、これまで本市の産業振興や地域牽引に貢献していた企業が近隣自治体へ流出してしまう事態が懸念される。このようなことから、地域未来投資促進法や農村産業法を活用した土地利用調整は、産業用地の確保に有効な手段と考えられるため、より活用しやすい制度への改正を求めたい。</p>	現行では、地域未来投資促進法及び農村産業法の計画に基づき、やむを得ず農用地区域内の農用地に工業団地等の開発用地を求める場合については、「農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地」(農振法第10条第4項、政令第9号第1項第5号)として、農用地区域からの除外が可能となっている。また、これらの法律に基づき国が定める基本方針においては、平成29年のこれらの法律の一部改正の際の国会の附帯決議において、「…国が定める基本方針において、市街化区域内など農用地区域外での開発を優先すること」を明記すること。とされたことを踏まえ、その旨明記するとともに、やむを得ない場合には、土地利用調整されたことを踏まえ、その旨明記することとし、農用地区域以外での開発優先の原則にかかわらず、やむを得ず農地を含める場合の判断基準について、通知により明確化を図るとともに、担当者会議等においてその旨を周知することとした。なお、提案書中具体的な支障事例において、「農用地区域からの除外を行う場合、代替農地の確保を求められる」との御指摘があるが、農林水産省においては、農用地区域からの除外を行う場合、代替農地の確保を求められるような指導等は行っていないことから、その旨を担当者会議等で周知することとした。
199	B	地方に対する規制緩和	産業振興	工場立地法に基づく準則例における既存工場等の緑地等面積の計算方法に関する準則における第1条から第3条までによる計算方法の明確化	【制度の概要】工場立地の準則例における特例計算は、一定の緑地等を直ちに整備することが困難である既存工場等のために、生産施設のビルド面積に応じた緑地等の整備を行うために設けられている。 【支障事例】工場立地法に係る緑地面積率等については、国の準則に替えて準則条例を定めることが可能となっており、本市においても平成27年度に準則条例を制定している。当該準則例では国の準則に倣い既存工場等の緑地等面積の計算に当たっては特例計算によることとしているが、緑地面積率等を緩和したことに伴い、既存工場等でも通常計算による緑地面積率を上回る企業が出てきている。そういった企業にとっては、複雑な特例計算を行うことに利点がないにも関わらず、特例計算を行わざるを得ない。特例計算は複雑な計算式であることから、計算内容を理解し、正しく計算を行うことが事業者の負担となっている。また、特例計算は変更履歴を積み重ねて行うことから、過去の届出を数十年にわたって管理・保存しなければならず、過去の届出が見当たらないという事業者からの声もあつた。行政にとっては、企業が増設を行う時期が重なる(決算時期関係)場合が多く、その際に、既存工場等の特例計算を行うことは、過去の届出すべてのチェック、核算などが必要となり、通常計算に比べて負担が大きい。	【制度改正による効果】既存工場等の緑地等面積が通常計算による緑地面積を上回る場合は、事業者等の判断により通常計算による特例計算によるか選択できる旨の規定を準則条例で定めることが可能であることが明確化されることで、事業者の利便性の向上及び行政の利便性の向上に繋がる。	工場立地に関する準則(備考)1	経済産業省	郡山市、本宮市、大玉村、鏡石町、猪苗代町、平田村、浅川町、三春町、小野町		福島県、新潟市、福井市、岡山県、松山市	<p>○当市では、市準則条例制定後の平成28年、本地域を所管する経済産業局を通じ、経済産業省から、「条例制定により、既存工場の緑地面積率が準則値をクリアした場合、その既存工場は新設工場扱いとなり、特例計算は不要となる」旨の回答をいただいでおり、既にこの回答を踏まえた運用を行っているところである。</p> <p>○準則条例で緑地面積率等を緩和し、既存工場でも通常計算で面積率を上回る企業があるにもかかわらず、複雑な特例計算を行わなければならない事例がある。企業にとっては書類作成の際の負担になり、行政としても核算の負担が大きい。</p>	ご指摘の「準則例における特例計算」の趣旨は、工場立地法の施行前に設置されている工場(以下、「既存工場」という)のうち、新たな規制(一定規模の緑地の整備義務)に対応することが困難な工場については、本来の規制よりも緩やかな、特例的な緑地整備の方法を認め、段階的に緑地の整備を進めていくことで、最終的に準則の規程を満たす緑地を整備するというものである。そのため、緑地面積が準則で定める規定値に達した既存工場については、特例的な緑地整備の方法を認める必要性がなく、通常計算によって緑地を整備すべきものであり、自治体等から当省に対する法解釈等の問い合わせの際には、そのように回答を行っている。よって、現行規定のままの運用で、対応可能と判断するが、自治体向けの工場立地法説明会等、様々な機会を捉え、周知徹底を図っていく。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
187	<p>地域未来投資促進法は、地域における産業の集積等の地域特性を活かし、経済効果を及ぼす事業を促進することにより、地域の成長発展の基盤強化を図ることを目的としている。また、農村産業法は、農村地域へ導入される産業に農業従事者が就業することを促進することにより、農業と産業の均衡ある発展を図ることを目的としている。いずれも法に基づく事業計画の推進に当たっては、農業との調和が図られるよう、土地利用調整の仕組が整備されている。</p> <p>第一次回答では、土地利用調整について通知により判断基準を明確化することを提示していただいた。</p> <p>地域においては、農業や第二次産業、第三次産業の就業人口、生産額、将来的な見込みなど、経済的・社会的な条件は大きく異なっているのが実情である。</p> <p>通知において、やむを得ず農地を含める場合の判断基準を明確化いただくに当たっては、地域によって農業構造や産業構造が異なることに鑑み、厳格な判断基準を列挙するのではなく、農業振興と産業振興との調和を保ちつつ、地域の多様な実情を踏まえて、農用地区域からの除外が必要な場合は、都道府県知事の判断により除外が可能となる内容となるよう配慮いただきたい。</p> <p>また、通知発出前に、地方分権改革有識者会議と十分協議を行い、実効性が確保されるようにされた。</p>		<p>【岡山県】</p> <p>回答のあった、「農用地区域以外での開発優先の原則にかかわらず、やむを得ず農地を含める場合の判断基準について通知により明確化を図る。」ことよって、これまでよりも土地利用調整が迅速かつ円滑に進むことを期待する反面、その「明確化」によって一層厳格な運用となることを危惧する。</p> <p>地域が実情に合わせて、守るべき農地は守りつつ、開発適地については地元意向を踏まえ開発を行うことを判断し、スピード感を持って地域の成長発展の基盤強化を図るためにも、地域未来投資促進法を活用して実施する事業計画にやむを得ず農用地を含める場合、基本方針①の取扱いを含め農用地区域からの除外については、地域自主性と自立性に鑑みて、迅速かつ円滑に進むよう、地方公共団体が弾力的に運用できる内容としていただきたい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○農林水産省からの第1次回答で回答のあった、やむを得ず農地を含める場合の判断基準を明確化する通知について、地方公共団体において地域の実情に応じた運用が可能であることを踏まえ、これまで以上に厳格に運用せざるを得ないような内容にならないよう配慮していただきたい。</p> <p>○当該通知においては、これまで両法律の計画に基づき工業団地等の拡張を行った事例について、その事例の概要とともに、どのような点が両法律の趣旨に合致しており、どのような点が両法律の基本方針に沿っており、どのような地域の実情を踏まえた上で拡張が可能と判断された事例であるか、その着眼点や判断基準を含め、通知していただきたい。</p> <p>○当該通知においては、個別の基本計画が、両法律に基づく基本方針における「農用地区域外での開発を優先する」という方針に即する内容となっているかについては、地域にもたらされる経済波及効果や地域全体の農地の確保状況等を踏まえ、都道府県知事が総合的に判断する事柄であることを明記していただきたい。</p>	<p>地域未来投資促進法及び農村産業法の計画に基づき、やむを得ず農用地区域内の農用地に工業団地等の拡張用地を求める場合の判断基準について、通知において明確化を図ることとした。その際、実態に即した適切な運用が図られるよう、地域の特性を活かした産業振興・地域全体の農業振興等の土地利用調整の観点も踏まえ、都道府県知事が総合的に判断する旨も併せて明記する。</p> <p>また、これまで両法により工業団地等の拡張を行った事例について、現地での聞き取り調査等により、両法の趣旨を踏まえた土地利用調整の観点も含めて、お示しすることとする。</p>	<p>5【経済産業省】</p> <p>(4)農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭46法112)及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平19法40)</p> <p>農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(以下「農村産業法」という。))に定められた基本方針(農村産業法3条1項)又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「地域未来法」という。))に定められた基本方針(地域未来法3条1項)に基づいて行う農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)8条2項1号)内における工場や工業団地の拡張については、やむを得ず産業導入地区(農村産業法5条2項1号)又は土地利用調整区域(地域未来法11条2項1号)に農地を含める場合において、都道府県等が基本計画に具体的な方針を定めるに当たって考慮すべき事項を明らかにし、都道府県知事が、市町村が策定する実施計画(農村産業法5条1項)又は土地利用調整計画(地域未来法11条1項)に同意する場合の判断に当たって、地域の実情に応じた産業振興、地域全体の農業振興等の土地利用調整の観点も踏まえ、地域の実態に即して都道府県知事が総合的に判断するものであることと併せて、地方公共団体に令和元年度中に通知する。</p> <p>また、工業団地等の拡張を行った事例とその事例において拡張可能と判断された理由等の考え方について整理の上、併せて周知する。</p> <p>(関係府省:農林水産省)</p>
199	<p>説明会等で両法の運用方法を周知していただけるのは大変有意義である。両法の統一的な取扱いのための周知に努めていただきたい。</p>				<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。</p>		<p>ご指摘の「準則等における特例計算」の趣旨は、工場立地法の施行前に設置されている工場(以下、「既存工場」という)のうち、新たな規制(一定規模の緑地の整備義務)に対応することが困難な工場については、本来の規程よりも緩やかな、特例的な緑地整備の方法を認め、段階的に緑地の整備を進めていくことで、最終的に準則の規定値(自治体で準則条例を定めている場合はその規定値)を満たす緑地を整備させるといものである。そのため、緑地面積が準則で定める規定値に達した既存工場については、特例的な緑地整備の方法を認める必要性がなく、通常計算によって緑地を整備すべきものであり、自治体等から当省に対する法解釈等の問い合わせの際には、そのように回答を行っている。よって、現行規定のままの運用で、対応可能と判断するが、自治体向けの工場立地法説明会等、様々な機会を捉え、周知徹底を図っていく。なお、本年8月より周知の一環として、当省のホームページに工場立地法FAQを掲載しており、その中で本件についての解釈を示している。</p>	<p>5【経済産業省】</p> <p>(2)工場立地法(昭34法24)</p> <p>既存工場等(工場立地に関する準則(平10大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示1)(備考)1)において、生産施設の面積の変更(減少を除く。)が行われるときの生産施設、緑地及び環境施設の面積の算定については、一定の条件を満たす場合には、既存工場等以外の工場と同様のより簡易な計算方法で算定できることをホームページで公表するとともに、その旨を地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて周知する。</p> <p>【措置済み(工場立地法FAQ案(令和元年8月経済産業省地域企業高度化推進課))】</p>